

受験資格

1 対象者

受験資格については、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日厚生労働省老健局長通知）の一部改正により、次の（1）に限定されました。

ただし、経過措置により、（2）による受験資格が平成29年度（第20回試験）まで認められます。

（1）改正通知に基づく新受験資格

		受 験 対 象 者	必要実務経験期間
ア	法定資格	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士	通算実務経験年数が5年以上かつ、当該業務に従事した日数が900日以上 注1, 2, 3, 4, 5
イ		「別記1」に掲げる相談援助業務に従事する者	

（2）経過措置に基づく受験資格（平成29年度まで）

		受 験 対 象 者	必要実務経験期間
ウ		「別記2」の1又は2に掲げる相談援助業務に従事する者	通算実務経験年数が5年以上かつ、当該業務に従事した日数が900日以上 注1, 2, 3, 4, 5
エ	相談援助業務	「別記2」の3又は4に掲げる業務に従事する者であって、次のいずれかの要件を満たす者 注6 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 注7 (2) 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者 注8 (3) アの法定資格を取得した者 (4) ウの相談援助業務従事者として1年以上勤務した者	
オ	介護等業務	「別記3」に掲げる介護等の業務に従事する者であって、次のいずれかの要件を満たす者 注6 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 注7 (2) 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修に相当する研修を修了した者 注8 (3) アの法定資格を取得した者 (4) ウの相談援助業務従事者として1年以上勤務した者	
カ	業務	「別記3」に掲げる介護等の業務に従事する者であって、オに該当しない者	

- 注1 「従事した日数」とは、実際に相談・介護等の業務に従事した日数（休日、休暇、病気、出張、研修等で相談・介護等の業務に従事しなかった日を除いた日数）をいいます。
- 注2 対象者の具体的な判断については、「受験対象者」に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。
- 注3 必要実務経験期間は、試験日前日（平成29年10月7日（土））までに満たしていることが必要となります。
- 注4 実務経験期間の日換算については、一日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなします。（常勤・非常勤・パート・アルバイトの区別はありません。）
- 注5 法定資格に基づく業務の場合、期間の開始は当該免許等の登録年月日以降になります。
- 注6 受験対象者エ及びオの要件(1)～(4)は、試験日前日までに満たされればよいものとします。
- 注7 「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第1号から第5号に該当するものをいいます。（「1 受験資格等のQ&A」 Q 3 1 (P45)参照）
- 注8 「介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者」とは、「1 受験資格等のQ&A」 Q 3 0 (P44)に掲げる研修を修了した者をいいます。

2 介護支援専門員登録に係る欠格事由

下記に該当する方につきましては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める介護支援専門員の登録を受けることができません（試験を受けることはできます。）。

該当される方が試験に合格された時は、実務研修実施機関へ必ずご連絡ください。ご連絡のないまま実務研修を受講した場合、例え研修を修了しても登録できない場合がありますので、注意してください。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方（※）
- (3) この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方（※）
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした方
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない方
- (6) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない方
- (7) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした方（登録の消除の申請について相当の理由がある方を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない方

※ 上記2(2)、(3)に該当する方とは、判決の言渡しがあった後、法定の控訴又は上告の期間を経過して判決が確定した方をいい、現に公判、控訴、又は上告中の方は除かれます。

なお、「禁錮以上の刑」とは、禁錮、懲役及び死刑をいいます。上記2(2)には執行猶予期間中の方も刑に処せられた方に含まれますが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた方は含まれません。

また、実際に刑の執行を受けた方であっても、当該刑の執行を終わり罰金以上の刑に処せられることなく一定年限（禁錮以上の場合は10年、罰金の場合は5年）を経過した場合には、該当しません。

3 「別記1」(相談援助業務に従事する者)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
(a)	○特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)入居者生活介護	○生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第175条第1項第1号
(b)	○地域密着型特定施設入居者生活介護	○生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
(c)	○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	○生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
(d)	○介護老人福祉施設	○生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第2条第2項
(e)	○介護老人保健施設	○支援相談員	指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)第2条第4項
(f)	○介護予防特定施設入居者生活介護	○生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
(g)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業	○相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
(h)	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	○相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
(i)	○生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業	○主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項

4 「別記2」(相談援助業務に従事する者)

1. 施設等に必置とされている相談援助業務に従事する者

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(1)	○主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設	○児童指導員 ○児童発達支援管理責任者	児童福祉施設の施設及び運営に関する基準第49条第1項
	○主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	○児童指導員 ○児童発達支援管理責任者	同 第58条第3項、第6項
1-(2)	○身体障害者更生相談所	○身体障害者福祉司 ○ケース・ワーカー	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1
1-(3)	○障害者支援施設	○生活支援員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)
		○サービス管理責任者	同第11条第1項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)
1-(4)	○福祉ホーム	○管理人	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第10条
1-(5)	○身体障害者福祉センター	○身体障害者に関する相談に応ずる職員	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(6)	○救護施設、更生施設	○生活指導員	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号
1-(7)	○福祉に関する事務所	○査察指導員	社会福祉法第15条第1項第1号
		○身体障害者福祉司	身体障害者福祉法第11条の2第1項及び第2項
		○知的障害者福祉司	知的障害者福祉法第13条第1項及び第2項
		○社会福祉主事(老人福祉指導主事)	老人福祉法第6条及び第7条
		○現業員	社会福祉法第15条第1項第2号
1-(8)	○知的障害者更生相談所	○ケース・ワーカー	「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第1
1-(9)	○養護老人ホーム	○主任生活相談員 ○生活相談員	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号及び第2項第1号
	○特別養護老人ホーム	○生活相談員	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号
	○軽費老人ホーム	○生活相談員	「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第2号
		○主任生活相談員 ○生活相談員	同 附則第6条第1項第2号
		○入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員	同 附則第14条第1項第3号
	○老人福祉センター	○相談・指導を行う職員	「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2及び第3
○老人介護支援センター	○相談援助業務を行っている職員	老人福祉法第20条の7の2	

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (10)	○老人短期入所施設	○生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項第2号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項第2号
	○老人デイサービスセンター	○生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第42条第1項第1号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項第1号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号
1 - (11)	○生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	○指導員	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）
1 - (12)	○有料老人ホーム	○相談援助業務を行っている生活相談員	老人福祉法第29条
1 - (13)	○高齢者総合相談センター	○相談援助業務を行っている相談員	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）
1 - (14)	○隣保館	○相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）
		○広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け社援発第0829001号）別紙（広域隣保活動事業実施要領）
1 - (15)	○市（特別区を含む。）区町村社会福祉協議会	○福祉活動専門員	「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知）

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(16)	○独立行政法人国立 重度知的障害者総合施設のぞみの園 法に規定する施設	○相談援助業務を行っている ケアマネジメント・アドバイザー	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号
1-(17)	○知的障害者福祉工場	○相談援助業務を行っている 指導員	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）
1-(18)	○労災特別介護施設	○相談援助業務を行っている 主任指導員	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号
1-(19)	○「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設	○児童指導員	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）
1-(20)	○児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所	○児童指導員	児童福祉法第6条の2第2項、第7条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号
1-(21)	○点字図書館	○身体障害者に関する相談 に応ずる職員	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条
	○聴覚障害者情報提供施設	○身体障害者に関する相談 に応ずる職員	同 第40条
1-(22)	○障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設	○生活支援員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号、第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）
		○サービス管理責任者	同第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号、第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (23)	○地域活動支援センター	○指導員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号
1 - (24)	○「任意事業」の「日中一時支援」を行っている 障害福祉サービス事業所 障害者支援施設等	○相談援助業務を行っている職員	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11
	○「障害者相談支援事業」	○相談援助業務を行っている職員	同別添1
	○「障害児等療育支援事業」	○相談援助業務を行っている職員	同別添3
1 - (25)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援事業	○指定地域移行支援従事者 ○指定地域定着支援従事者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条
1 - (26)	○共同生活援助を行っている事業所	○相談援助業務を行っている職員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
1 - (27)	○老人デイサービス事業を行う施設	○生活相談員	老人福祉法第5条の2第3項
	○老人短期入所事業を行う施設	○生活相談員	同 第5条の2第4項
1 - (28)	○「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス	○生活援助員	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)
1 - (29)	○「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) サービス付き高齢者向け住宅 多くの高齢者が居住する集合住宅等	○生活援助員	「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(30)	○地域福祉センター	○相談援助業務を行っている職員	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)
1-(31)	○介護老人保健施設	○相談援助業務に従事している者	介護保険法第8条第27項
1-(32)	○精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設	○精神保健福祉相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条
1-(33)	○介護実習・普及センター	○相談援助業務を行っている職員	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)
1-(34)	○厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	○児童指導員	児童福祉法第6条の2第3項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項、第6項
1-(35)	○「ホームレス総合相談推進事業」	○相談援助業務を行っている相談員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)
1-(36)	○ホームレス自立支援センター	○相談援助業務を行っている生活相談指導員	同 別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)
1-(37)	○「安心生活基盤構築事業」	○専門員	同 別添13(安心生活基盤構築事業実施要領)
1-(38)	○ひきこもり地域支援センター	○相談援助業務に従事している者	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添15(ひきこもり対策推進事業実施要領)
1-(39)	○地域生活定着支援センター	○相談援助業務に従事している者	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(地域生活定着促進事業実施要領)
1-(40)	○地域包括支援センター	○介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者	介護保険法第115条の46第1項
1-(41)	○医療保護入院者を入院させている精神科病院	○退院後生活環境相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4

2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

区分番号	対象となる機関	対象となる職員(職種)	
2-(1)	○町村(福祉事務所設置町村を除く。)	○老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者(※1)	
2-(2)	○保健所	○公共医療事業に従事する者	

※1 「主として」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者、又は法定資格を取得した者及び「別記2」の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者

区分番号	対象となる機関(事業者)	対象となる職員	参 照 事 項
3-(1)	○医療機関	○医療社会事業に従事する者	患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者
3-(2)	○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者	○相談援助業務・連絡調整業務に従事している者	
3-(3)	○3-(2)のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。)に係る業務を行っている右の事業者であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの(※2)		社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等

※2 各サービスごとに事業者が証明した「確認証明書」(本試験案内とじ込み)により各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ります。

4. その他の相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修課程を修了した者、実務者研修に相当する研修を修了した者、又は法定資格を取得した者及び「別記2」の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者

区分番号	対象となる機関	対象となる職員	参 照 事 項
4-(1)	○老人福祉施設 ○有料老人ホーム ○障害者支援施設 ○保護施設 ○老人保健施設	○施設長 ○管理者	
4-(2)	○都道府県 ○市町村 ○ろうあ者センター ○手話通訳派遣センター等	○手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者	「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)による試験に合格し、登録された手話通訳士

5 「別記3」（介護等の業務に従事する者）

介護等（身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
5-(1)	○障害者支援施設	○従業者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
5-(2)	○救護施設 ○更生施設	○主たる業務が介護等の業務であるもの	生活保護法
5-(3)	○老人デイサービスセンター (同事業を行う施設) ○老人短期入所施設 (同事業を行う施設) ○養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム	○主たる業務が介護等の業務であるもの	老人福祉法
5-(4)	○居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護	○従業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	○老人居宅介護等事業	○訪問介護員	老人福祉法
5-(5)	○障害福祉サービス事業 (療養介護、生活介護、共同生活援助(※3)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。)を行う事業所 ○地域活動支援センター	○主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第207条に規定する指定共同生活援助に限る。

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
5-(6)	<p>○軽費老人ホーム ○有料老人ホーム ○介護老人保健施設 ○「その他の施設」</p> <p>「その他の施設」 精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場）、知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮）、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、福祉ホーム、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）</p>	<p>○入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、主たる業務が介護等の業務であるもの</p>	<p>老人福祉法 介護保険法</p> <p>「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号）2の(3)</p>
5-(7)	○病院又は診療所	○看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	医療法
<p>・空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。</p>			
5-(8)	○介護等の便宜を供与する事業を行う者	○主として介護等の業務に従事するもの	
<p>事業として継続、反復している事業者には雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。</p> <p>ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者（医療法人・社会福祉法人含む。）において主として介護等の業務に従事する者（介護保険事業者指定前のグループホーム、在宅入浴サービス、通所リハビリテーション）</p> <p>イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの</p> <p>オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨の書類を実務経験証明書に添付すること。）</p>			
5-(9)	○個人の家庭において就業する家政婦	○主たる業務が介護等の業務であるもの	職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
5-(10)	○労災特別介護施設 (財)労災ケアセンター 受託)	○介護職員	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号
5-(11)	○「重症心身障害児(者)通園事業」	○利用者の療育に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)
5-(12)	○主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所	○利用者の療育に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)	児童福祉法第6条の2第2項
5-(13)	○「移動支援事業」	○主たる業務が介護等の業務であるもの	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9 同別記11
	○「任意事業」の「訪問入浴サービス」	○主たる業務が介護等の業務であるもの	
	○「任意事業」の「日中一時支援」	○主たる業務が介護等の業務であるもの	
5-(14)	○地域福祉センター	○主たる業務が介護等の業務であるもの	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)
5-(15)	○主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設 ○主として肢体不自由のある児童及び主としての重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	○入所者の保護に直接従事する職員のうち、主たる業務が介護等の業務であるもの	児童福祉法

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
5-(16)	○国立ハンセン病療養所	○介護員	
	○ハンセン病療養所(国立以外)	○主たる業務が介護等の業務であるもの	
5-(17)	○厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	○保育士	児童福祉法第6条の2第3項
5-(18)	○指定訪問入浴介護	○介護職員	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項
	○指定介護予防訪問入浴介護	○介護職員	指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第3項
5-(19)	○指定小規模多機能型居宅介護	○介護従業者	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項
	○指定介護予防小規模多機能型居宅介護	○介護従業者	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第16項
5-(20)	○指定認知症対応型共同生活介護	○介護従業者	指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項
	○指定介護予防認知症対応型共同生活介護	○介護従業者	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第17項
5-(21)	○指定通所リハビリテーション	○介護職員	指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項
	○指定介護予防通所リハビリテーション	○介護職員	指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第8項

※ 「主として」、「主たる」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

※次に掲げる業務については、実務経験期間に算入することができます。

☆「平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知」

- ① 「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第4号)第2章の第3、第4、第5、第7、第3章の第5、第4章の第3又は第4に規定する生活指導員、第2章の第6に規定するケース・ワーカー若しくは第4章の第5に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間
- ② 「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第5号)別紙(身体障害者福祉ホーム設置運営要綱)9に規定する利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員として相談援助業務に従事した期間
- ③ 「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第6号)別紙(身体障害者福祉センター設置運営要綱)に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員として相談援助業務に従事した期間
- ④ 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年厚生省令第57号)第11条第1項第4号、第21条第1項第4号又は第27条第1項第3号に規定する生活指導員若しくは第33条第1項に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- ⑤ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号に規定する生活指導員又は「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第4に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
- ⑥ 「隣保館の設置及び運営について」(平成9年9月9日付け厚生省発社援第198号)別紙(隣保館運営要綱)に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員、「隣保館における隣保事業の実施について」(平成9年9月9日付け社援地第81号)別添5(広域隣保活動事業実施要綱)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員又は「地域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和55年5月21日付け社生第82号)別添(地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱)に基づき相談援助業務を行っている生活相談員として相談援助業務に従事した期間
- ⑦ 心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設において相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- ⑧ 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設における児童指導員として相談援助業務に従事した期間
- ⑨ 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設において相談援助業務に従事した期間
- ⑩ 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設において相談援助業務に従事した期間
- ⑪ 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間
- ⑫ 「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務に従事した期間
- ⑬ 地域保健法第5条に規定する保健所における精神保健福祉相談員として相談援助業務に従事した期間
- ⑭ 「精神障害者地域生活援助事業(精神障害者グループホーム)の実施について」(平成4年7月27日健医発第902号)別紙(精神障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間

- ⑮ 「障害児（者）地域療育等支援事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第497号）別紙（障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱）に基づく「療育等支援施設事業」における相談援助業務を行っている相談員として相談援助業務に従事した期間
- ⑯ 「地域福祉推進事業の実施について」（平成13年8月10日付け社援発第1391号）別添4（地域福祉権利擁護事業実施要領）2に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間
- ⑰ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）の寮母の業務に従事した期間
- ⑱ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者居宅介護等事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業の訪問介護員の業務に従事した期間
- ⑲ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業若しくは身体障害者短期入所事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者短期入所事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設の職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
- ⑳ 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）の業務に従事した期間

☆「平成19年4月20日付け老発第0420003号厚生労働省老健局長通知」

- ㉑ 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに第45条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- ㉒ 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）7に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間
- ㉓ 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員並びに第72条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- ㉔ 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」（平成2年12月17日付け社更第247号）別紙（視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準）第3章の第2に基づく点字図書館及び第3章の第4に基づく聴覚障害者情報提供施設において相談援助業務に従事した期間
- ㉕ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスを行う事業所において相談援助業務に従事した期間
- ㉖ 「身体障害者自立支援事業の実施について」（平成3年10月7日付け社更第220号）別添（身体障害者自立支援事業実施要綱）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等において相談援助業務に従事した期間
- ㉗ 「地域における相談支援の実施について」（平成15年11月6日付け障発第1106006号）別紙（市町村障害者生活支援事業実施要綱）に基づく「市町村障害者生活支援事業」における職員及び（障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱）に基づく「療育等支援施設事業」における相談員として相談援助業務に従事した期間
- ㉘ 「知的障害者生活支援事業の実施について」（平成3年9月19日付け児発第791号）別紙（知的障害者生活支援事業実施要綱）に基づく「知的障害者生活支援事業」を行っている知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（通所施設を除く。）において相談援助業務に従事した期間

- ㉑ 「知的障害者社会活動総合推進事業の実施について」(平成4年6月29日付け児発第616号)別紙(知的障害者社会活動総合推進事業実施要綱)第3の6に基づく「知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業」を行っている施設における相談員として相談援助業務に従事した期間
- ㉒ 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老28号)別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)3に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」を行っている高齢者生活福祉センターにおける生活援助員として相談援助業務に従事した期間
- ㉓ 「介護予防・地域支え合い事業の実施について(平成13年5月25日付け老発第213号)に基づく「高齢者住宅等安心確保事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)における生活援助員として相談援助業務に従事した期間
- ㉔ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助業務に従事した期間
- ㉕ 「精神障害者地域生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け健医発第573号)別紙(精神障害者地域生活支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活支援事業」を行っている精神障害者社会復帰施設(地方公共団体が委託して実施する場合は、近隣の精神障害者生活訓練施設等との密接な連携が確保された施設)において相談援助業務に従事した期間
- ㉖ 身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の施設長として従事した期間(社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、当該者がP7のⅡ受験資格・1対象者のウ(1)から(4)に該当する場合。)
- ㉗ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設の入所者の支援に直接従事する職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
- ㉘ 障害者自立支援法に規定する外出介護の業務に従事した期間
- ㉙ 障害者自立支援法に規定する障害者デイサービスを行う事業所の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
- ㉚ 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

☆「平成20年3月31日付け老発第0331007号厚生労働省老健局長通知」

- ㉛ 身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成5年3月31日付け社援更第107号)第1に規定する身体障害者福祉司及びケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- ㉜ 知的障害者更生相談所にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(昭和35年6月17日付け社発第380号)第1に規定するケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- ㉝ 老人短期入所施設及び老人デイサービスセンターにあつては、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老第28号)別添3(老人短期入所運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員、別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
- ㉞ 市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務に従事した期間

以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。

ア 「地域福祉活動コーディネーター」(「ふれあいのまちづくり事業の実施について」(平成3年9月20日付け社庶第206号社会局長通知及び平成8年7月17日付け社援地第68号厚生省社会・援護局長通知))

イ 「市区町村ボランティアセンターにおける相談員」(「福祉活動への参加の推進について」(平成6年7月11日付け社援地第86号厚生省社会・援護局長通知)別添2「市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱」)

- ⑬ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添13（ホームレス総合相談推進事業実施要領）に基づく相談員として相談援助業務に従事した期間
- ⑭ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センターにおける生活相談指導員として相談援助業務に従事した期間
- ⑮ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添9（地域福祉権利擁護事業実施要領）に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間
- ⑯ 「公営住宅等関連事業推進事業制度要綱」（平成6年6月23日付け建設省住建発第55号）に基づく「シニア住宅」において主として相談援助業務に従事した期間

☆「平成22年5月14日付け老発0514第1号厚生労働省老健局長通知」

- ⑰ 「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日付け社老第17号）別紙（軽費老人ホーム設置運営要綱）第2に規定する主任生活相談員及び生活相談員、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活相談員として従事した期間
- ⑱ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあっては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和48年5月26日付け厚生省社第497号）に基づき配置された指導員として従事した期間
- ⑲ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添10（ホームレス総合相談推進事業実施要領）に基づき相談援助業務を行っている相談員として従事した期間
- ⑳ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添7（日常生活自立支援事業実施要領）に規定する専門員として従事した期間
- ㉑ 法第115条の39第1項に基づく地域包括支援センターにあっては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者として従事した期間
- ㉒ 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者（社会福祉主事任用資格を有する者又は訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」（平成元年5月20日厚生省告示第108号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。）（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」（平成元年5月20日厚生省告示第108号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが、実施要綱4の（2）ア（ア）の①から④の要件のいずれかを満たした場合）として従事した期間
- ㉓ 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間

☆「平成24年4月9日付け老発0409第1号厚生労働省老健局長通知」

- ㉔ 知的障害児施設、肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く）及び重症心身障害児施設にあっては、児童福祉施設最低基準第49条第1項、第69条第1項及び第5項並びに第73条第1項に規定する児童指導員として従事した期間
- ㉕ 救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員として従事した期間
- ㉖ 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設における児童指導員として従事した期間

- ⑥7 「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 6（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員、別記 6（9）に基づく「日中一時支援事業」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添 1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添 2「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員として従事した期間
- ⑥8 相談支援事業を行う施設にあつては、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 173 号）第 3 条に規定する相談支援専門員として従事した期間
- ⑥9 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員として従事した期間
- ⑥10 法第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事していた期間
- ⑥11 児童福祉法第 27 条第 2 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあつては、児童福祉施設最低基準第 69 条第 1 項及び第 73 条第 1 項に規定する児童指導員として従事した期間
- ⑥12 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 16（ホームレス対策事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行っている相談員として従事した期間
- ⑥13 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 16（ホームレス対策事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助事業を行っている生活相談指導員として従事した期間
- ⑥14 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 10（日常生活自立支援事業実施要領）に規定する専門員として従事した期間
- ⑥15 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）附則第 3 項に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
- ⑥16 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）として従事した期間
- ⑥17 「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 4 に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記 6（3）に基づく「訪問入浴サービス事業」を行っている職員、別記 6（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービスを提供する者、別記 6（9）に基づく「日中一時支援事業」を行っている職員、別記 6（10）に基づく「生活サポート事業」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
- ⑥18 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
- ⑥19 知的障害児施設及び肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く。）の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
- ⑥20 児童福祉法第 27 条第 2 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの（児童福祉法第 27 条第 2 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。）として従事した期間
- ⑥21 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する法第 8 条第 19 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う省令第 15 条第 3 号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の介護職員として従事した期間

☆「平成 25 年 3 月 27 日付け老発 0327 第 3 号厚生労働省老健局長通知」

- ㉔ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者厚生援護施設にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 169 号。以下「整備省令」という。）第 31 条の規定による改定前の身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）第 16 条第 1 項第 3 号、第 17 条第 1 項第 3 号、第 18 条第 1 項第 3 号、第 19 条第 1 項第 3 号、第 38 条第 1 項第 3 号、第 56 条第 1 項第 3 号、第 57 条第 1 項第 3 号、及び第 58 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和 47 年 7 月 22 日付け社更第 128 号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）7 に規定する指導員として従事した機関。
- ㉕ 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、整備省令第 1 条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 22 号）第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員として従事した期間。
- ㉖ 障害者自立支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第 1 条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 87 号）第 16 条第 1 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 2 号並びに第 37 条第 1 項第 2 号に規定する精神障害者社会復帰指導員並びに第 33 条第 1 項第 1 号に規定する管理人として従事した期間
- ㉗ 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設の入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間。
- ㉘ 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」（昭和 54 年 4 月 11 日付け発見第 67 号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間。
- ㉙ 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する法第 8 条第 19 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 15 条第 3 号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の介護職員として従事した期間。

☆「平成 26 年 3 月 31 日付け老発 0331 第 5 号厚生労働省老健局長通知」

- ㉚ 「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 1 1 に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員として従事した期間。
- ㉛ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 10 項に基づく共同生活介護を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員として従事した期間。
- ㉜ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業（共同生活介護を行うものに限る。）を行う事業所の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間。
- ㉝ 「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 1 1 に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている施設において介助サービスを提供する者、「任意事業」の「生活サポート」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間。

「別記4」(介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者)

- (1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者
なお、従前の介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修2級課程は介護職員初任者研修課程とみなされます。
- (2) 次の①及び②の要件を満たす研修を修了した者
- ① 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含む。
なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限り、また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。
- ② 研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。
- (3) 社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者
社会福祉施設長資格認定講習会に相当する研修を修了した者とは、次に掲げる者をいいます。
- ① 「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知)に基づく「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者
- ② 次のア及びイの要件を満たす研修を修了した者
- ア 研修時間数は90時間以上であること。
イ 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目(相談援助を含む。)が含まれていること。
- ※ 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修により受験資格を有する方で(1)及び(3)の①に該当する場合は、研修修了証書の写しを、(2)及び(3)の②に該当する場合は、研修修了証書の写しと研修カリキュラムの写しを試験願書に添付してください。